

相続新聞

無効な法律行為

相続手続きは非常に不安定です。一度相続されたものであっても覆されることも考えられます。民法第884条で相続回復請求権が規定されているのもそのようなことを想定していることです。また、民法第921条ではある一定の行為が行われると、単純承認したものとみなす規定があります。

例えば相続財産を短期賃貸借(建物であれば3年)を超える契約をすれば単純承認したことになりませんが、そのような行為は第三者には容易には分かりません。もし、そのまま相続放棄の手続きを家庭裁判所に申し立てた場合でも受理されるものと思われます。このような場合は相続放棄の意思表示

に瑕疵があるので、この場合相続放棄の意思表示は無効となります。しかし、誰かが主張しない限りそのことは表面にはできません。結局は「単純承認」を有効にしたい利害関係人若しくは「相続放棄」を有効にしたいと思つ利害関係人が出現するまでこの問題は潜在的なものとなります。民法の「無効」は時効や除斥期間が定められていません。現実には無効を秘めた相続は数え切れないほどあると思えます。しかし、ちつさな問題をすべて拾い上げると世の中

は混乱します。車の運転でも1キ口でもオーバーしたら捕まえるのなら、捕まらない人はいるのでしょうか? 法律の解釈にしても最後は常識の問題になります。

が必要ですが、認知症の方には有効な制度です。しかし、完全に認知症と分かってから家族が審判の申立てをして遅い場合があります。審判を受ける前に重要な財産を処分してしまうこともあるからです。確かに、審判を受けなくても錯誤無効を主張する余地はあります。しかし、裁判での錯誤無効は錯誤があったことを立証しなければなりませんし、認められるのが困難であります。従って立証容易に取消しできる制度としてこの制度があるわけです。手遅れを回避する方法としては正常な判断能力があるうちに任意後見契約を結ぶことが有効です。任意後見は最初に信用できる専門家や家族と公正証書で契約を交わしておき、正常な判断能力が衰えてきたと感じられる場合はその相手方が医師の診断を受けさせて後見開始の審判

を受ける手続きを行います。信頼できる第三者に任せることで冷静な判断基準でそのような手続きが進められます。これは、重要な法律行為を制限するものであり、日常生活に必要な行為は普通に行えます。将来の自分に不安がある場合は是非任意後見の制度活用を検討してみてください。

相続クイズ

Q 代襲相続はいわゆる二次相続と同じ意味であるか?

A 代襲相続とは相続人である直系卑属が被相続人より先に死亡した場合にさらにその子が相続する制度である。二次相続は順次相続することをいうので、応えは×

遺言と保険

遺言書の効果と似たもので生命保険があります。生命保険で自分が死んだ時の死亡保険金を誰かに与えたいと思つているのであれば、併せて遺言書をつくることをお勧めいたします。死亡保険金は

遺産分割においては相続財産と別と扱われます。相続財産はお金だけではない場合がほとんどです。誰かに不動産を与えたいと思つた場合、遺言で全て与えるとは可能ですが、しかし、他にも相続人がいるなら感情のもつれもあります。場合に

よつては遺留分を主張してくるかもしれません。一度は不動産名義が変わつても、裁判で遺留分が認められると、場合によつては不動産を手放さなければならぬことも考えられます。そのような問題を防ぐ為に、生命保険を利用するの

よつては遺留分を主張してくるかもしれません。一度は不動産名義が変わつても、裁判で遺留分が認められると、場合によつては不動産を手放さなければならぬことも考えられます。そのような問題を防ぐ為に、生命保険を利用するの

よつては遺留分を主張してくるかもしれません。一度は不動産名義が変わつても、裁判で遺留分が認められると、場合によつては不動産を手放さなければならぬことも考えられます。そのような問題を防ぐ為に、生命保険を利用するの

よつては遺留分を主張してくるかもしれません。一度は不動産名義が変わつても、裁判で遺留分が認められると、場合によつては不動産を手放さなければならぬことも考えられます。そのような問題を防ぐ為に、生命保険を利用するの

務所